令和2年度 ミャンマー都市地域開発 計画法運用に向けた研修・研究機関等 基礎調査及び企画検討業務

報告書 (概要版)

2021年3月

国土交通省都市局

(受注者:日本工営)



目次

調査概要	3
業務項目	4
1. 都市計画・都市開発の研修・研究に係わる既存機関・ 制度等の基礎調査及び機能強化の提案	5
2. URDP 法運用のための方法・プログラム等企画検討	16
3. URDP法に係わるフォローアップ	25



Outline of the Study

[業務名]

令和2年度 ミャンマー都市地域開発計画法運用に向けた研修・研究機関等基礎調査及び企画検討業務

[業務実施期間]

2020年6月~2021年3月

[業務目的]

ミャンマーの研修・研究機関等に係わる基礎調査及び機能強化 の企画検討を行うことを通し、今後同法関連施策が適切且つ円 滑に運用されるとともに、都市開発分野における日本企業進出 の環境が整備されること。



業務項目

- 1. ミャンマーの都市計画・都市開発の研修・研究に係わる既存機関・制度等の基礎調査及び機能強化の提案
- 2. URDP法運用のためのプログラム等企画検討
- 3. URDP法に係わるフォローアップ

1.都市計画・都市開発の研修・研究に係わる既存機関・制度等の基礎調査及び機能強化の提案 DUHDによる既往の能力向上プログラムの概要

組織















都市計画

住宅開発

インフラ開発

都市インフラファイナンス

GIS

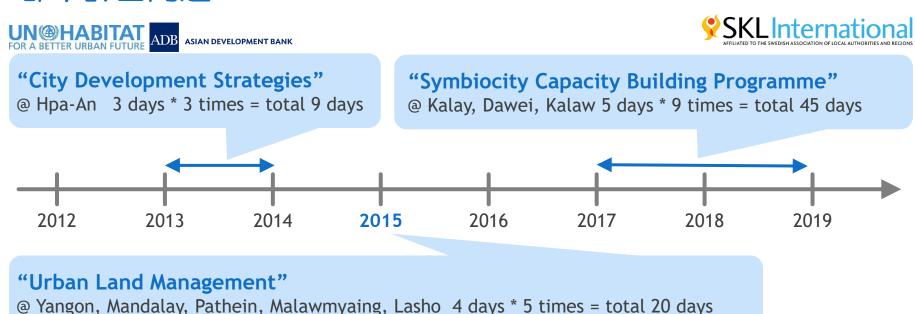
社会環境配慮

プロジェクトマネジメント



1.都市計画・都市開発の研修・研究に係わる既存機関・制度等の基礎調査及び機能強化の提案 DUHDによる既往の能力向上プログラムの概要

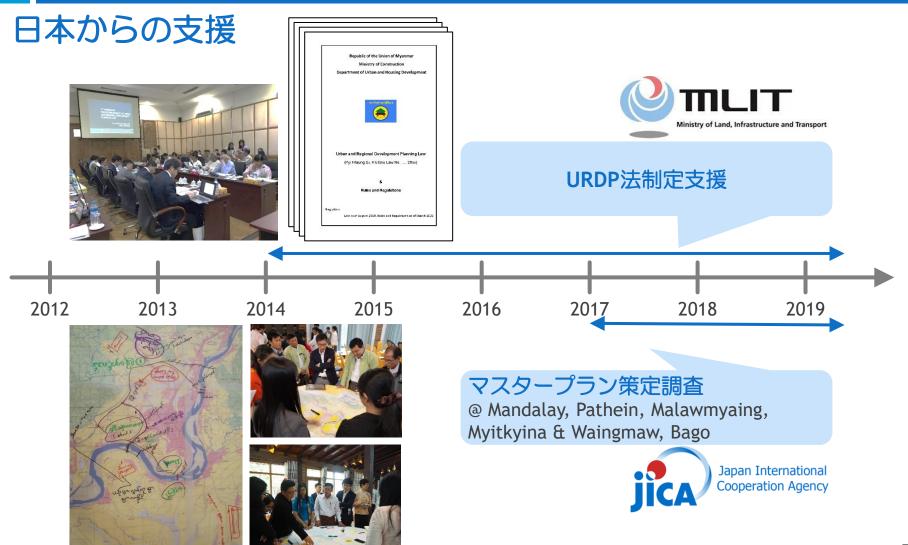
都市計画関連



UNCHABITAT ADB ASIAN DEVELOPMENT BANK

定期的な都市計画の能力向上プログラムはない (特にURDP法関連で)

1.都市計画・都市開発の研修・研究に係わる既存機関・制度等の基礎調査及び機能強化の提案 DUHDによる既往の能力向上プログラムの概要



1.都市計画・都市開発の研修・研究に係わる既存機関・制度等の基礎調査及び機能強化の提案 URDP法の要求事項

各機関の役割 (開発計画策定時)

開発計画		策定	審査Committee	承認
National Urban System Plan		DUHD, MOC	Central	Union Government
Region/State Urban System Plan		DUHD, MOC	Central	Union Government
Conceptual Plan		CDC or DC	Region/State, Central	Union Government
Master Plan	Class a, b, c	CDC or DC	Region/State, Central	Union Government
iviaster Plan	Class d, e	CDC or DC	Region/State	Region/State Hluttaw
Detailed Plan		CDC or DC	Region/State	Region/State Hluttaw
Technical Infrastructure Plan		CDC or DC	Region/State	Region/State Hluttaw

開発計画策定時にはCDC/DCの役割が重要となる

1.都市計画・都市開発の研修・研究に係わる既存機関・制度等の基礎調査及び機能強化の提案 URDP法の要求事項

各機関の役割 (開発許可とゾーニング)

開発許可

開発許可の所轄機関は、開発地域の計画当局、都市開発委員会又は開発委員会である。 所轄機関は、開発許可を必要とする開発の詳細な条件を、MOCと協議の上、規則によっ て規制しなければならない。 (施行細則第42条)

ゾーニング

ゾーニング計画は、都市「a」のみ詳細計画との関係で規制できる。 (施行細則第20条)

関連する計画当局や、市開発委員会、又は開発委員会は、開発計画の土地利用に応じて、 町境界内に各種ゾーンを指定することができる。(法第37条)

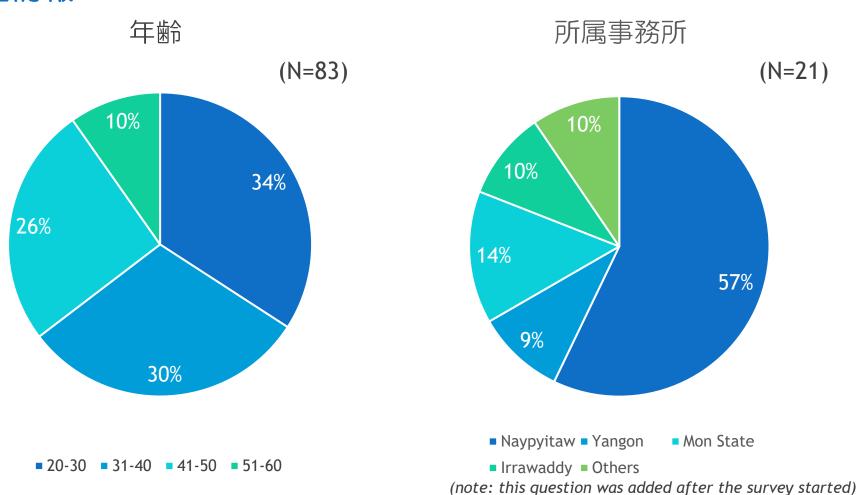
MOCは、ゾーニング規制を設定するためのガイドラインを定義し、所轄機関は、ガイドラインを参照しなければならない。(施行細則第37条)

CDC/DCが所轄機関であり、MOCはガイドラインを策定する

基礎情報

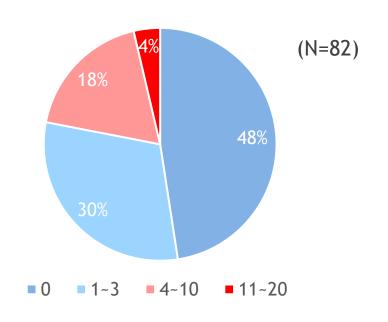
期間	2020年10月21日~		
対象	DUHD職員		
方法	オンライン(Google Formsを使用)		
目的	(1) 実務者の業務経歴や研修経験を把握することで、今後の都市計画・都市開発に関する人材育成の効果的な方法を検討するため(2) 緬国都市計画実務者の人材育成状況モニタリングのためのベースライン情報を取得するため		
調査項目	(セクションA) 基礎情報 (学歴を含む) (セクションB) 業務経歴 (セクションC) 研修経験 (セクションD) URDP法に関して (セクションE) 自由記述		
回答数	84(2021年1月時点)		

基礎情報

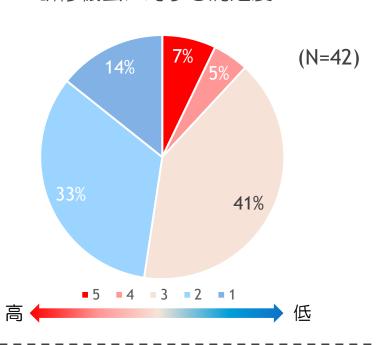


研修経験

都市計画関連研修の受講回数



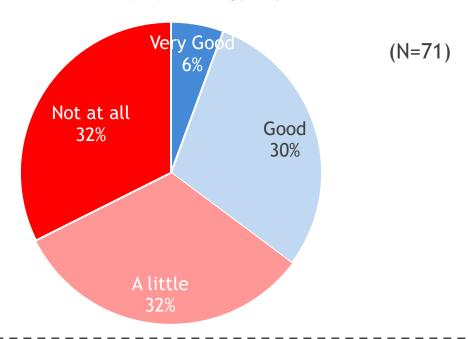
研修機会に対する満足度



約半数に研修の受講経験がなく、満足度も低い。

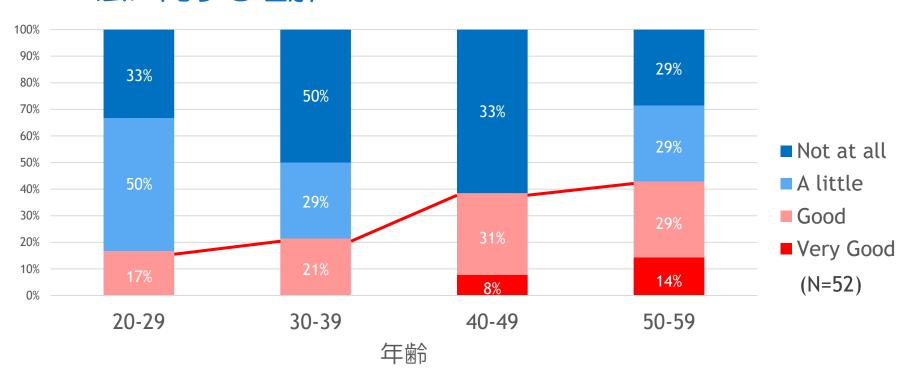
URDP法に関する理解

URDP法に関する理解の程度



65%の回答者がURDP法の理解の程度を「A little」「Not at all」と自己評価している

URDP法に関する理解



若い職員ほど、URDP法に関する理解が少ない

1.都市計画・都市開発の研修・研究に係わる既存機関・制度等の基礎調査及び機能強化の提案 課題分析と機能強化の方向性

		課題	機能強化の方向性
行政機関の人 材の育成	1	国際機関への依存	国際機関を活用しつつ、自律的な能力向上の方針策定を行う
	2	OJTのみに依存した能力向上	中央政府職員に対する講義等の体系的な知識のイン プット
	3	地方政府職員の能力向上の機会の全体的な不 足	地方政府職員に対するOJT・Off-JTの機会の提供
	4	ミャンマー国内における講師人材の不足	ToTを通じた講師人材の育成
	5	URDP法に立脚したトレーニングの不足	URDP法に立脚した各種講義・OJTの提供
	6	トレーニングに関する情報の蓄積の不足	トレーニングに関する情報のアーカイブ化
民間人材の育 成	7	基礎的な知識の習得機会の不足	民間に対する基礎的な知識の普及機会の提供
大学の役割	8	人的資源の不足	産官学連携による漸次的な人材育成・外部人材の活 用
URDIの組織運	9	予算不足	予算に合わせた研修プログラムの実施
営・機能に関して	10	人材不足	DUHD内部人材等の講師人材を活用した研修プログラムの提供

URDP法の円滑な運用の為には、DUHDスタッフ、地方スタッフ含めたキャパビルを国(本省)が主体となって進めることが不可欠である



2. URDP 法運用のための方法・プログラム等企画検討 URDP法運用に向けたロードマップ

URDP法及び施行細則の制定

通達(Notification)の発出

能力向上プログラムワークショップ

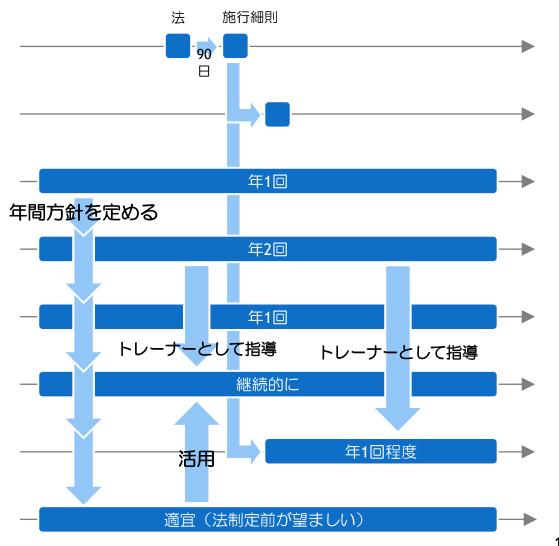
トレーナーズワークショップ

URDP法全国主管課長級会議

地方政府機関に対する実務支援

URDP法説明会(民間事業者·市民)

テクニカルガイドライン策定





2. URDP 法運用のための方法・プログラム等企画検討 URDP法及び施行細則の制定

- 連邦議会におけるURDP法案の審議の進捗を、引き続きMOCから連邦議会に働きかけることが求められる。
- 過年度業務において作成された施行細則案が、現行のURDP法案の施行細則案となるが、今後の連邦議会での審議の結果、URDP法案自体が一部修正されたのちに制定された場合は、法律の制定後に、施行細則案を再度検討・最終化することが求められる。またその際には、YCDCなど地方政府の都市計画に関する実践において得られた知見を改めて適宜反映する。



2. URDP 法運用のための方法・プログラム等企画検討 通達(Notification)の発出

• URDP法の制定後には、法律に定められた組織の組成、参照されるリストの公表が必要であり、これらは別途の通達(Notification)をもって行われる

No.	通達内容	通達元	参照条文
1	Central Committeeの組成	連邦政府	法案第5条
2	Urban and Region Development Committee of Region or Stateの組成	Central Committee	法案第7条
3	Urban and Region Development Committee of Self-Administrated Division or Self-Administrated Zoneの組 成	Central Committee	法案第8条
4	シティ・タウンの階級分類の通達	MOC	法案第11条
5	法案第13条(f)に定められる計画の審査 基準	MOC	施行細則案第13条

注記:これら通達は、現時点のURDP法案および施行細則案にて言及のあるものである。法案の修正、ならびに都市計画行政の今後の運用に従って、必要な通達は変化するものと想定する。



2. URDP 法運用のための方法・プログラム等企画検討能力向上プログラムワークショップ

目的	DUHD幹部を含む能力向上の担い手が、中長期的(5年程度)および短期的(1年間)で必要な能力向上施策について認識をすり合わせること
対応する機能強化方針	①国際機関を活用しつつ、自律的な能力向上の方針策定を行う ⑨予算に合わせた研修プログラムの実施 ⑩DUHD内部人材等の講師人材を活用した研修プログラムの提供
対象・実施者	DUHD幹部
	事務局:URDI
実施時期	事務局: URDI URDP法制定前より、継続的に年1回



2. URDP 法運用のための方法・プログラム等企画検討トレーナーズワークショップ

目的	URDP法に則った都市計画実務に関するOJT・Off-JTを提供できる講師人材の育成を図ること
対応する機能強化方針	④ToTを通じた講師人材の育成 ⑧産官学連携による漸次的な人材育成・外部人材の活用 ⑩DUHD内部人材等の講師人材を活用した研修プログラムの提供
対象者	DUHD本省および各州政府出先事務所のAssistant Director級以上の職員
実施者	URDP法の制定プロセスに中心的にかかわってきたDUHD幹部、コンサルタント(必要に応じて、国際機関の支援も想定) 事務局:URDI
実施時期	URDP法制定前より、半年に1回
内容	実施者から対象者に対する講義



2. URDP 法運用のための方法・プログラム等企画検討 URDP法全国主管課長級会議

目的	・実務に携わる全行政職員が、URDP法に関する基礎的な知識と法の中で自らに課される役割を 認識すること
	・先進的な都市計画実務の取組や、現地で直面している問題や課題、その解決策が、他のCDCや
	TDC、およびDUHDをはじめとした連邦政府に共有されること
対応する	②中央政府職員に対する講義等の体系的な知識のインプット
機能強化方針	③地方政府職員に対するOJT・Off-JTの機会の提供
	⑤URDP法に立脚した各種講義・OJTの提供
	⑥トレーニングに関する情報のアーカイブ化
	⑨予算に合わせた研修プログラムの実施
	⑩DUHD内部人材等の講師人材を活用した研修プログラムの提供
対象者	• DUHD本省
	• DUHDの各地域/州への出先事務所(Director級)
	• 地域/州政府(Director級)
	・CDC、TDCの主管課長級担当者(Director、もしくはDeputy Director級)
	 GADなど他の政府機関
実施者	・DUHD(URDP法の制定プロセスに中心的にかかわってきた幹部・コンサルタント)
	・先進的な実務を行っているCDCやTDC
	• 事務局:URDI
実施時期	URDP法制定前より、継続的に年1回
内容	• URDP法情報共有(行政機関内)
	・CDC・TDCの取組紹介



2. URDP 法運用のための方法・プログラム等企画検討 地方行政機関に対する実務支援

目的	CDC職員及びTDC職員が都市計画行政の実務を通じて実務能力を向上させること
対応する機能強化方針	③地方政府職員に対するOJT・Off-JTの機会の提供 ⑤URDP法に立脚した各種講義・OJTの提供 ⑩DUHD内部人材等の講師人材を活用した研修プログラムの提供
対象者	CDC、TDC職員
実施者	DUHD(トレーナー)(必要に応じて、国際機関の支援も想定)
実施時期	URDP法制定前より、継続的に
内容	Conceptual plan、master plan、detailed plan、technical infrastructure planの各プランの策定プロセスにおいてDUHD職員とタウンシップ職員が協働する



2. URDP 法運用のための方法・プログラム等企画検討 URDP法説明会(民間事業者・市民)

目的	民間事業者や一般市民が、都市計画及びURDP法に関する基礎的な理解 を得ること
対応する 機能強化方針	⑤URDP法に立脚した各種講義・OJTの提供 ⑥トレーニングに関する情報のアーカイブ化 ⑦民間に対する基礎的な知識の普及機会の提供 ⑧産官学連携による漸次的な人材育成・外部人材の活用
対象者	民間事業者:事業者団体(AMA、MCEF等)市民:代表者(町区(Ward)や村落区(Village Tract)の区長等)
実施者	行政機関 なお、当面の間はDUHD本省を想定するが、DUHDの各地域/州への出先 事務所のトレーナーやCDC、TDCに順次移管すること。
実施時期	URDP法制定後より、年1回程度
内容	URDP法の概要(目的等)URDP法に関し、民間事業者や市民に協力を依頼する事項について



2. URDP 法運用のための方法・プログラム等企画検討 テクニカルガイドライン策定

- URDP法のうち、技術的な手順をあらかじめテクニカルガイドラインとして作成・発行し、各地域/州政府やCDC、TDCなどに通知することで、URDP法の制定以前からもURDP法が求める都市計画に関する実践を地方レベルの都市計画においても実現することが期待される。
- OJTでの活用のため、URDP法制定前からの着手が望ましい。

No.	内容	備考	参照条文
1	各development planの構成要素・計画策定手法	URDP法の基本要素URDP法制定以前より策定推奨	第15条~21条
2	各development planの承認プロセス		第22条~32条
3	ゾーニング規制の運用に関して	• YCDCの活動との整合性を取る 必要がある	第37条~39条
4	開発許可の運用に関して	• YCDCの活動との整合性を取る 必要がある	第42条~45条



3. URDP法に係わるフォローアップ URDP法の立法過程に関するアップデート情報

- DUHDとしては、2020年末時点においては、2021年2月1日に開会される連邦議会以降においてURDP法案の成立を目指していた。しかし、2021年2月1日に生じたミャンマー国軍による政権奪取により、連邦議会の開会の目途は立っておらず、法案成立の見通しは立っていない。
- 一方、2020年度内に、URDP法に関し、DUHDは民族代表院の議長より、下記の趣旨のコメントを受けている。
 - 管轄機関に関する詳細な言及(各committeeの構成員等)を少なくし、州/地域内で柔軟に組織体制が組めるようにするべき。
- 当該指摘はURDP法の技術的な要素(各プランの構成要素等)に関する コメントではないためURDP法の基本的な構成に影響を及ぼすものでは ない、との見解をDUHDは有している。2020年末時点では、DUHDはリ ーガルアドバイザー等と連携し、当該指摘に応じ、必要な修正を加え る方針であった。